

第16回自治基本条例策定検討町民会議記録(第1グループ)

メンバー 町民会議：三津橋英実、古屋寛子、今井宏(欠席：我孫子洋昌)
職員 P：斉藤主査(欠席：堀北主幹)
事務局：長岡主幹、羽場主任

検討事項

第8章

他の市町村との連携・協力について

- ・他の市町村の例を見ると、近隣町村と他の市町村と分けてあるが、下川町においては、このままで良い。

国・北海道との連携・協力について

- ・「対等」というイメージが強すぎる。
- ・「お互いの責任を明確」は、連携よりも線引きのイメージがある。
- ・「町政の運営」だけではなく、互いに課題がある。

上記を踏まえ、

第 条 町は、国、北海道と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ、相互に連携しながら、課題を解決するよう努めます。

と変更してはどうか。

様々な人々と連携・協力について

- ・第6章でどのようになるかはわからないが、「議会」については、あえて触れない方が良いのでは。

「議会」を入れるのであれば、町長・職員という文言も入れた方が良い。

- ・「町民」の定義について、広く町民としてしまうと、町外居住者は今だけを考えるような気がする。

また、町民の定義が広いと色々な影響が考えられる。

将来的に考えると、色々影響があるのは、そこに住んでいる人達なので、「住居を有する人」に限定した方が良い。

ここの条文で、他の人の意見が聞けるようになっているので、町民の定義は「住居を有する人」に限定が良い。

第8章について

- ・ケノーラとの友好都市、国際交流の会が現存しているので、町は、国際交流の輪を広げ、町民の国際交流活動の支援に努めます。という条文を追加してはどうか。

第9章

町民の役割について

- ・「認識する」「参加するよう努めます」というのは、命令的な強いイメージがある。

第30条 町民は、まちづくりの主体であり、自分のできる範囲でまちづくりの推進に努めます。に変更してはどうか。

町長の責務

- ・「遵守し」を「遵守して」に変更
- ・「町の代表」を「町政の代表者」に変更
- ・第32条と相互性を図り、わかりやすいやわらかい表現にしてはどうか(奈井江町のように)

職員の責務

- ・全体的にわかりやすいやわらかい表現にしてはどうか(奈井江町のように)

第16回自治基本条例策定検討町民会議記録（第2グループ）

町民委員～川島里美、小日向昭、小倉龍生

職員 P～武田主幹、高橋主査、今井主査

事務局～田村主査、蓑島主事

【第7章 公正と信頼の確保】

第22条 行政手続

第23条 説明・応答責任等

- ・他グループ報告と同様

第24条 政治倫理に関する条例

- ・条文中の「資産の公開等」は資産公開することで、公正と信頼の確保になるのか。また、法律で規定されていることであり、必要無いのではないか。

第25条 職員倫理に関する規程

- ・1項「町は～信頼の確保を図ります。」、2項「別に町の職員倫理に関する事項を定めま
す。」 項分け

第26条 職員の人事等に関する公表

- ・前条まで必要な事項を定める規程があることから、本条でも職員の人事等に関する公
表に関する事項を別に定めた方がよい。

第8章 連携・協力

第 条 他の市町村との連携・協力

- ・他の市町村を、都道府県を含め全ての地方自体。

第 条 国・北海道との連携・協力

- ・道を前条に加え、本条では国との関係について規定。
- ・「国・北海道との対等な関係」については、今はまだ分権が定着していないが、これから
分権が確立していくという事を考えれば、あえて強調する必要はないので、本文中「国、
～踏まえ、」までを削除。

第 条 様々な人々との連携・協力

- ・この条例が町の最高条例であることから、他の条例との関係を明らかにした方がよい。
施設使用料、町外の固定資産税納税者などの関係をどう考えるか。
- ・「町民」の定義については、第1に「町内に住む人・働いている人・学んでいる人」、第

2に「町内に事業所を有する法人」、第3に「納税者」として、それ以外の人々を町外とする。納税者については、町外納税者も、町に税金を納めている訳だから当然権利を有するものとする。取りあえず町民の定義はこの様に考えるが、今後の検討の中で再考が必要。

- ・協力・連携の視点では、国や他自治体との外部との関わりだけではなく、町内部の連携・協力についても定めてはどうか。

第9章 役割と責務

第30条 町民の役割

- ・「町民の役割」の定義は何か。
- ・本条例では町民に責務を定めないという方針からすると、条文中の「認識する」、「まちづくりに参加」の表現はなじまない。参加することが町民の役割ではない。
- ・再検討が必要

第31条 町長の責務

- ・「町長は、町の代表として町民の信託に対する責任を誠実に果たすために、この条例の理念や原則とこれらに基づいて創設される制度を遵守し町政を推進する。」

第16回自治基本条例策定検討町民会議記録（第3グループ）

町民会議：濱下伸一郎、押田志穂、西村和樹

職員 P：市田主査、栗原主査、大野主任

事務局：総務課長、木原主査

第7章 公正と信頼の確保

「第23条 説明・応答責任等」

- ・第1項と情報公開の第6条とは、同じような条文になっているが、関係はどうなるのか。
- ・第23条では説明責任があることが書いてあり、第6条では情報を公開するということを書いてあるので、意味合いが違うのではないのか。
- ・第3項は必要な文言だが、ここに入れるか、参加の章に入れるかは精査が必要。

「第24条 政治倫理に関する条例」

- ・法律で決まっており、既に条例に基づいて実施していることだが、下川のような小さな町に必要なかとも思う。

第9章 役割と責務

「第30条 町民の役割」

- ・「町民」が主語の時は、「町民は」の前に「私たち」を付けると柔らかい表現になるのでは。
- ・「町民は」だと、押しつけられているような気がする。
- ・「町民が、まちづくりの主体」ということをどこかでうたわないのか。
- ・確かに、なぜ町民がまちづくりの主体なのかという文がどこにもない。
- ・そういったものは、前文でうたうといいのではないのか。
- ・第2項で、町民同士の連携や協力をうたうといいのではないのか。

条文全体について

- ・全部の条文に言えることだが、どこまで柔らかい表現にするのか線引きが必要。奈井江町の条例は表現が柔らかい。
- ・条例なので、あまり柔らか過ぎても支障があるのではないのか。
- ・この条例を柔らかい表現にした場合、これ以外の条例の表現はどうするのか。改正する必要があるのか。
- ・町民にとれば、分かりやすい表現の方がいい。
- ・全体に言えることだが、うちの基本条例は町政運営のルール型であり、まちづくり条例ではないので、「まちづくり」という表現を使ってもいいのか。

自治基本条例検討素案

第9章 役割と責務

(町民の役割)

第30条 町民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、それぞれが可能な範囲でまちづくりに参加するように努めます。

(町長の責務)

第31条 町長は、この条例の理念や原則とこれらに基づいて創設される制度を遵守し町政を推進し、町の代表として町民の信託に対する責任を誠実に果たします。

(職員の責務)

第32条 職員は、常に町民がまちづくりの主体であることを認識するとともに、全体の奉仕者であることを自覚し、この条例の理念や原則とこれらに基づいて創設される制度を遵守して、公平、公正で誠実に職務を遂行します。

2 職員は、町民の意向や地域の政策課題に的確に対応するため、政策課題の向上に努め、職務を遂行します。